

＜ 商品概要説明書 ＞

株式会社 百五銀行

普通預金

(2022年12月1日現在)

項目	内容
1. 商品名	●普通預金
2. 販売対象	●法人および個人
3. 期間	●定めなし
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	●随時預入 ●1円以上 ●1円単位
5. 払戻方法	●随時払戻します
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 課税方法 (5) 金利情報の入手方法	●毎日の店頭表示の利率を適用します(変動金利) ●毎年2月と8月の当行所定の日に支払います ●毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算 【個人のお客さま】利息の20.315%(国税15.315%、地方税5%)が分離課税されます ※復興特別所得税が付加されております 【法人のお客さま】総合課税となります ●金利については窓口でお問い合わせください
7. 手数料	●キャッシュカード [®] による払戻し等にあたっては百五キャッシュカード [®] 規定に定める手数料を徴求する場合があります ●未利用口座管理手数料 1,320円(税込) ・最後のお取引から2年以上預入、払戻し(預金利息決算および未利用口座管理手数料の引落しを除きます)または通帳記帳等がない、残高10,000円未満の口座を手数料の対象口座として取扱います ・未利用口座管理手数料の対象口座となった場合、お客さまのご登録住所宛に通知を郵送します ・通知到着から3か月間、対象口座について取引がない場合、毎年1回、当行が指定する日に未利用口座管理手数料を引落します(通知が返戻された場合も到着したものとみなします) ・残高不足により未利用口座管理手数料の引落しができない場合、口座残高を未利用口座管理手数料として徴求し、お客さまに通知することなく対象の普通預金口座を解約します ※同一店番で定期預金の残高がある場合、他に預り金融資産の契約(積立性定期預金、

	投資信託、外貨預金、国債、保険等)がある場合、他店の預り資産の決済口座となっている場合、借入がある場合は手数料の対象となりません
8. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ●成年年齢に達した個人のお客さまは総合口座による当座貸越ができます (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率) ●少額貯蓄非課税制度の対象となるお客さまはマル優の取扱いができます
9. 中途解約時の取扱い	—
10. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ●この預金は、預金保険制度の対象商品です ※1人あたり元本1,000万円までとその利息などが保護されます
11. 当行が契約している 指定紛争解決機関	<ul style="list-style-type: none"> ●一般社団法人 全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772